

ヤマダ会計NEWS-23月号

<今年も経営者『基礎』講座開催決定!>



新たな年がスタートし早1ヶ月が過ぎました。昨年の政権交代以来、円安株高が進み投資家の間では「安倍バブル!」と大騒ぎになっているようです。このまま景気が上向いていくと良いですね。

昨年もご好評をいただきました「-ワンコインセミナー-経営者『基礎』講座」。今年も更にパワーアップした内容を企画しました。「いまさら聞けない!!」をモットーに若手経営者、後継者の経営の悩みを解決していきます。経営は、しっかりとした戦略を考え、行動まで落とし込んだ意味のある計画を立てることが大切です。そして計画に沿った行動をし、必ず結果を分析します。そして問題があれば対策を打っていく。今年のセミナーはこのような流れに従い、わかりやすい内容で毎月開催していきます。どうぞお気軽にご参加ください! (代表 山田義之)

税制改正"案"、速報!

1月24日、自民党公明党による「H25年度税制改正大綱」が決定されました。例年ですと、この税制改正案が国会審議を経て晴れて成立するのは3月末ですが、一昨年はかなり遅く6月にやっと成立しました。ヤマダ会計NEWSでは毎年、成立後に税制改正特集号でお知らせしていますが、修正される場合もあるとはいえ現時点での「税制改正案」を速報としてお届けしておきたいと思います。

今回は、所得税、相続税、贈与税に限定し主なものをお伝えします。

1. 所得税

★最高税率の引き上げ(H27年分より) 現 行:40%(課税所得1,800万円超) 改正案:45%(課税所得4,000万円超)



★住宅ローン控除の4年間延長 (H26. 1/1 より)

現行:H25. 12/31期限 改正案:H29. 12/31期限

★住宅ローン控除の控除限度額を拡充 (H26.4/1 消費税UP時より) 現行:控除限度額20万円(2,000万円×1%)

認定住宅は、控除限度額30万円(3,000万円×1%)

改正案: 控除限度額40万円(4,000万円×1%)

認定住宅は、控除限度額50万円(5,000万円×1%)

2. 相続税

★基礎控除の引き下げ(H27.1/1以後相続分より) 現 行:5,000万円+1,000万円×法定相続人数 改正案:3,000万円+ 600万円×法定相続人数

★最高税率の引き上げ 税率を6段階から8段階へ

(H27.1/1 以後相続分より)

基礎控除後の課税価格		現行	改正案	
	1,000 万円以下	10%		
1,000 万円超	3,000 万円以下	15%	改正なし	
3,000 万円超	5,000 万円以下	20%		
5,000 万円超	1億円以下	30%		
1億円超	2億円以下	40%	40%	
2億円超	3億円以下	40%	45%	
3億円超	6億円以下	50%	50%	
6億円超		50%	55%	

3. 贈与税

★相続時精算課税制度の適用要件緩和 (H27.1/1 以後贈与分より)

現 行:受贈者・・・ 推定相続人

贈与者・・・ 65歳以上が要件

改正案: 受贈者・・・・ 20歳以上の孫も追加

贈与者・・・ 60歳以上に緩和

★税率を6段階から8段階へ。20歳以上の子や孫への贈与には 軽減税率を創設。 (H27.1/1 以後贈与分より)

基礎控除後の課税価格		現行	改正案	
			直系尊属	一般
	200 万円以下	10%	改正なし	
200 万円超	300 万円以下	15%		
300 万円超	400 万円以下	20%	15%	改正なし
400 万円超	600 万円以下	30%	20%	
600 万円超	1,000 万円以下	40%	30%	
1,000 万円超	1,500 万円以下	50%	40%	45%
1,500 万円超	3,000 万円以下		45%	改正なし
3,000 万円超	4,500 万円以下		改正なし	55%
4,500 万円超			55%	

★教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税措置

(H25.4/1~H27.12/31)

30歳未満の子や孫に対する教育資金の一括贈与に 係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを 非課税とする措置を創設。(金融機関の信託等が条件、一定の場 合は、500万円まで等の制限あり。)

その他、小規模宅地特例の適用上限拡大・要件緩和や、事業承継税制の抜本的見直し等もあります。消費税増税が大きく報じられがちですが、消費税はもちろん、それ以外についても、税制改正案の可決成立後には、事例を交え、詳細をわかりやすくお伝えしていきます。今しばらくお待ちください。

現段階では、あくまで「改正案」です。どう変わり修正されるかは、国会審議に注目しましょう。 (リーダー 土本佳奈)

遠州かたづけ事業体 様のご紹介

遠州かたづけ事業体様は、各事業の専門家達により立ち上げられたLLP(有限責任事業組合)です。窓口ひとつで、各専門家に個別に依頼しなくても、廃棄物でも、再生可能品でも、片づけ・整理等ができるそうです。

窓口ひとつで全ての業務を一括してお引き受け!廃棄物も再生可能品も全てお任せ頂く事で、トータルコストダウンを可能にします!

<業務メニュー>

- ・高所作業車、高圧洗浄機による家一軒丸ごと洗浄
- ・倒産・破産・競売物件等の整理・片づけ、遺品整理
- ・建物解体、リフォーム、建築、資源・再生可能品の高価買取等
- <経験・知識豊富のプロの許認可業者>
 - 一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処分場、建設解体業、宅地建物取引業、金属くず商、古物商

LLP 有限責任事業組合 遠州かたづけ事業体

浜松市中区西伊場町56-103

TEL:053-523-7807 FAX:053-523-7706



やマダ金計NEWS



(※3,500万円)

現代でも通ず!? 孫子の兵法

過去に書かれた書物から、現代の問題の解決策を探るということが 注目されています。今回はその中で、最強の兵法と言われている『孫 子の兵法』をご紹介いたします。



この孫子の兵法は、今から約2500年前、中国の孫 武という人が書いたと言われている兵法書です。兵法書 とは、戦争に勝つためにはどのようにすればよいのか が書かれた書物なのですが、実は現代の経営にも用い ることができるのです。

例えば、「彼を知り己を知らば、百戦危うからず」という言葉があります。これは100回戦っても負けないようにするためには、まず戦う<u>相手</u>と自分のことを良く知る必要があるという意味です。これを現代の経営に当てはめてみると、彼(相手)=顧客や同業他社、己=自社と言い換える事ができます。つまり、経営を傾かせないようにするためには、顧客(市場)のニーズは何か、競合相手は誰で、その強み・弱みや動向はどうかを知り、自社の対応状況をしっかり把握していること、と例えることができます。

また、武田信玄が自軍の旗印に用いたことで有名な「風林火山」があります。これを『目標を立てたら「風」のように速やかに準備を行い、「林」のように密かに好機を伺い、「火」のように一気に行動し、「山」のように待つ余裕を持つ』と例えると、なんとなくしっくりきませんか。

ご紹介したのは2例だけですが、書かれている内容は、2500年経った現在でも活用することができると思います。今も昔も、組織を動かし、目標を達成するためのポイントは変わらないのですね。

(深田紗枝子)

住宅取得等資金に係る贈与 Q&A

昨年、消費税の増税法案が可決されて以降、住宅等高額物件の購入を検討された方もいらっしゃったかと思います。そのせいか、お客様から、「住宅取得等資金の贈与税の非課税税度」(以下「非課税制度」)についてのご質問を多く頂いたので、ご説明したいと思います。

- Q. (あげる側、親より)子供が家を建てるので資金援助したい。いくらまでなら税金がかからないで贈与できるの?
- A. 「非課税制度」により、H25年は700万円、H26年は500万円まで となります。加えて、選択制になりますが、「『暦年課税』であれば基 礎控除で110万円」、「『相続時精算課税制度』であれば特別控除 で2,500万円」までが非課税です。下記表をご覧ください。
 - ■「暦年課税」を選択した場合

【通常】 【非課税制度】 【H25年】 【H26年】 住宅非課税 700万円 住宅非課税 500万円 (※1,200万円) (※1,000万円) 基礎控除 110万円 基礎控除 110万円 基礎控除 110万円 610万円まで非課税 110万円まで非課税 810万円まで非課税 (※1,310万円) (※1,110万円)

■「相続時精算課税」を選択した場合

【非課税制度】 【通常】 【H25年】 【H26年】 住宅非課税 700万円 住宅非課税 500万円 (※1,200万円) (※1,000万円) 特別控除 特別控除 特別控除 2,500万円 2,500万円 2,500万円 3, 200万円まで非課税 2,500万円まで非課税 3,000万円まで非課税

※暦年課税、相続時精算課税を問わず、「省エネ等住宅」を取得した場合は、上記住 宅非課税枠に500万円が上乗せされた、カッコ書きの金額となります。

(※3,700万円)

- Q. (もらう側、子供より)税金がかかっても、たくさん援助してもらいたい。で、税金って、いくらぐらい払うの?
- A. 暦年課税は10~50%の税率、相続時精算課税は一律20%です。 具体例をあげて試算します。

H25 年に省エネ等住宅を取得。父から 4,000 万円の贈与。(他に贈与ナシ)

■「暦年課税」

4,000 万円-(1,200 万円+110 万円)=2,690 万円 2,690 万円×50%-225 万円=贈与税 1,120 万円

■「相続時精算課税」

4,000 万円-(1,200 万円+2,500 万円)=300 万円 300 万円×20%=贈与税 60 万円



- Q. (同上)税金がかからないで、たくさんもらう方法って、ないの?
- A. 上記ケースであれば、相続時精算課税なら、父から4,000万円ではなく、例えば父母それぞれから2,000万円にすれば、特別控除の2,500万円が父母両方使えますので贈与税ゼロになります。また、住宅を夫婦共有名義にし、夫の両親に加え、妻の両親からも、もらうようにすれば、夫婦それぞれに1,200万円の非課税が使えます。そして、相続時精算課税なら親1人につき特別控除2,500万円、暦年課税なら夫婦それぞれに基礎控除110万円があります。

※相続時精算課税制度を適用する際は、適用年以後「暦年課税」の基礎控除110万円が 使用できなくなる他、相続発生時に、今回贈与した金額が「相続財産」となりますので、 「相続税」が課税される場合があります。同制度を選択する際は、今後の相続、贈与等 の検討を行うことをお勧めいたします。

「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」や「相続時精算課税制度」を受ける場合は、必ず贈与税の確定申告(期限内)が必要です。申告を行わなかった場合は、110万円の基礎控除しか適用されません。

上記以外にも細かな規定等もございますので、贈与を検討されている場合は、是非一声お声かけ下さい。 (リーダー 刑部主祐)

3月の経営者「基礎」講座

業績が向上している企業の戦略 ~経営戦略の立て方~

日 時: 3月27日(水) 18:30~

講 師 : 株式会社ビジネス・サポートコーポレーション

代表取締役 戸塚友康 氏

参加費 : 500円

場 所: 浜松労政会館(浜松商工会議所 7階)

※お問い合わせ・お申し込みは電話:053-448-5505 担当:深田